

民生

1	社會福利社	63
2	生活保護	65
3	兒童・母子福利社	67
4	身体障害者福祉社	72
5	精神薄弱者福祉社	74
6	老人福祉社	75
7	医療費助成制度	81
8	失業対策事業	82
9	国民健康保険	84
10	国民年金	86
11	戸籍・住民	87
12	住民組織	88
13	住居事業 歴史的建築 保存	89
14	交通手段 整備	90

1 社会福祉

(1) 民生委員

(昭50.4.1現在)

ア 地区別民生委員数(定数534人)

地区 性別	東 部							西 部						南 部		北 部				中 部		計
	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	1	2	1	2	3	4	1	2	
男	20	16	6	20	19	13	17	12	12	9	10	13	21	23	9	5	16	13	11	12	19	296
女	18	11	22	8	14	11	3	9	11	13	9	4	3	6	3	11	14	15	18	16	11	230
計	38	27	28	28	33	24	20	21	23	22	19	17	24	29	12	16	30	28	29	28	30	526

イ 民生委員推せん制度

民生委員推せん準備会

(下部組織)

- 推せん会の下部組織として、小学校の区域ごとに熊本市民生委員推せん準備会をおく
- 準備会は民生委員候補者の下調べを行い、推せん会にその結果を内申する

(準備会委員)

- 準備会は委員9人以内をもって組織する
- 委員は小学校の区域内に住所を有し、市議会議員の選挙権を有するものの中から推せん会委員長が委嘱する校区社協 校区婦人会 校区民生委員 校区自治会 校区PTA 校区保護司 校区老人クラブ 校区未亡人会 校区公民館各代表

民生委員推せん会

各校区より内申された候補者を、民生委員法第8条による委員構成により、民生委員推せん会によって推せんする

ウ 処 遇

民生児童委員報償金

総務 年額47,000円 委員 年額42,000円(内24,000円は県より補助)

市電乗車券(全線バス)3,000円相当

民生委員協議会運営交付金 年額1,442千円

費用弁償(大会等出席旅費) 年額 145千円

民生

(2) 社会福祉団体一覧

(昭50.4.1現在)

名 称	代表者	所 在 地	設 置 目 的
法人 熊本市社会福祉協議会	星子 敏雄	手取本町1-1	熊本市における社会福祉事業の能率的運営と組織活動を促進し、もって市民の福祉の増進を図る
熊本市未亡人会	板倉アキノ	新屋敷1-15-7	未亡人母子の相互福祉の対策を考究し、その具体的実践により自立更生に努め生活の安定を図る
熊本市老人クラブ	渡辺 義幸	水道町6-15	老人の福祉増進を図る
熊本市遺族連合会	堀坂 義行	紺屋町2-8-1	遺族の団結、相互扶助、更生慰安を図り平和日本の隆盛に貢献する
熊本市英霊顕彰会	沢田 一精	手取本町8-3 福祉会館内	英霊の顕彰と遺族の福祉増進を図る
熊本市傷痍軍人会	川嶋 武正	紺屋今町46	戦傷病者の福利増進を図る
熊本市原爆被爆者の会	内田 幸吉	南千反畑町9-16	被爆者の相互扶助と福利増進を図る
熊本地区保護司会	免出 礦	大江町渡鹿735-1	更生保護事業として、非行犯罪のあった者の更生を助長するため指導監督、補導援護を行って一般社会への復帰を計り、再犯を防止して社会を保護し、もって個人及び公共の福祉を増進するため犯罪予防活動を行うことを目的とする
熊本BBS会	三宅新一郎	本荘5-15-12	奉仕と友愛の精神をもって日常、非行少年のよき友達を志すBBS会員の質の向上と会員相互の連絡を図る
原水爆禁止国民会議熊本県協議会	岡 武六	九品寺1-17-9	あらゆる国の核実験に反対することを目的とする
核兵器禁止平和建設熊本県民会議	沢田 一精	新屋敷2-2-22	人類を滅亡する核兵器の製造中止を図る
熊本県共同募金会 熊本市支会	坂梨 日露	手取本町1-1	共同募金の推進を図る
日本赤十字社熊本県支部熊本市地区	星子 敏雄	手取本町1-1	日赤社資募集運動の推進及び災害救護活動をはじめ赤十字事業の推進を図る
原水爆禁止熊本県協議会	豊原健次郎	九品寺1-17-9	核兵器の全面禁止及び被爆者救済を図る
熊飽肢体不自由児父母の会	福井 健児	坪井4-5-15	熊本市地区の肢体不自由児の福祉増進を図る
熊本市精神薄弱者育成会	阿部 次郎	紺屋今町46	熊本市の精神薄弱者(児)の社会人としての育成を図る
熊本市身体障害者福祉協会連合会	鎌田 大造	黒髪5-6-16	組織強化並びに親睦・生活向上自立更生・社会復帰の援助を図る

2 生活保護

(1) 保護状況

区分		年度				
		45	46	47	48	49
生活扶助	世帯	3,460	3,586	3,662	3,779	3,721
	人員	7,690	7,727	7,737	7,683	7,393
	金額(千円)	533,495	640,552	770,197	955,446	1,289,905
住宅扶助	世帯	2,591	2,691	2,772	2,854	2,855
	人員	5,946	5,932	5,874	5,823	5,614
	金額(千円)	84,465	101,980	123,686	142,262	160,208
教育扶助	世帯	955	917	873	834	778
	人員	1,632	1,584	1,489	1,394	1,298
	金額(千円)	23,069	26,854	28,361	33,353	39,309
医療扶助	世帯	4,120	4,350	4,441	4,476	4,393
	人員	5,240	5,548	5,825	5,870	5,841
	金額(千円)	1,476,126	1,565,420	2,013,614	2,255,246	3,071,301
出産扶助	世帯	0	0.8	0.4	1.1	0
	人員	0	0.8	0.4	1.1	0
	金額(千円)	7	86	49	158	152
生業扶助	世帯	40	31	25	10.6	3.9
	人員	40	31	30	10.6	3.9
	金額(千円)	2,904	2,938	3,245	2,169	1,745
葬祭扶助	世帯	12	13	13	11.4	7
	人員	12	13	13	11.4	7
	金額(千円)	1,128	1,663	3,313	3,387	3,112
保護施設事務費(千円)		11,294	12,366	15,685	21,218	29,240
実数	世帯	4,832	5,016	5,165	5,164	5,102
	人員	9,192	9,296	9,396	9,207	8,899
	金額(千円)	2,132,488	2,351,862	2,958,150	3,413,239	4,594,972

(注) 世帯及び人員は月平均、金額は年度総計を示す

(2) 保護率の推移(年度平均)

区分		年度				
		45	46	47	48	49
市		21.65%	20.61%	20.92%	20.47%	22.38%
県		24.52	24.98	24.93	25.49	21.83
全	国	13.00	12.60	12.65	—	—

(3) 保護措置状況

区分 \ 年度	45	46	47	48	49
申請件数	1,633	1,641	1,656	1,349	1,283
開始件数	1,326	1,340	1,388	1,143	1,058
却下件数	322	333	272	192	185
廃止件数	1,183	1,230	1,495	1,160	1,094

(4) 世帯の労働力類型別被保護世帯

(昭和49年度月平均)

区分	就 業 別		構 成 比
	内 訳	世 帯	
世帯主が働いている世帯	常用勤労者	280	5.51 %
	日雇労務者	222	4.37
	内職者	87	1.71
	その他の就業者	194	3.82
世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯		379	7.46
働いている者のいない世帯		3,920	77.13
合 計		5,082	100

(5) 生活保護施設

(昭50.4.1現在)

種 別	施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	許可年月	定 員
救 護	銀 杏 寮	社会福祉法人	渡 辺 源 作	加茂町41	昭35.12	60
授 産	友愛授産場	"	本 山 一 人	壺川2-1-57	昭28.12	40
医療保護	イエズス聖心病院	"	マリ・アンネット・ベリュベ	上林町3-56	昭27.4	96

3 児童・母子福祉

(1) 保育所措置状況

年度	公私立別	申請件数	要措置件数	措置件数	措置率%	未措置件数
46	公立	1,349	1,287	1,199	93.1	88
	私立	4,570	4,344	3,793	87.3	551
	計	5,919	5,631	4,992	88.6	639
47	公立	1,391	1,287	1,186	92.2	101
	私立	5,109	4,772	4,132	86.6	640
	計	6,500	6,059	5,318	87.8	741
48	公立	1,403	1,356	1,194	88.0	162
	私立	5,298	5,107	4,378	85.7	729
	計	6,701	6,463	5,572	86.2	891
49	公立	1,368	1,347	1,189	88.3	158
	私立	5,432	5,288	4,523	85.5	765
	計	6,800	6,635	5,712	86.1	923
50	公立	1,443	1,414	1,258	88.9	156
	私立	5,320	5,169	4,718	91.2	451
	計	6,763	6,583	5,976	91.1	607

民生

(2) 階層別保育所措置状況

(昭50.4.1現在)

階層別 区分	A	B	C						D							計	
			1		2		3		1		2	3	4	5	6		7
			基準	半額	基準	半額	基準	半額	基準	半額							
公立	44	86	262	71	198	36	78	20	35	5	186	80	60	31	22	44	1,258
私立	147	262	1,050	341	664	191	244	71	147	40	716	370	217	136	89	114	4,799
計	191	348	1,312	412	862	227	322	91	182	45	902	450	277	167	111	158	6,057

(3) 保育料徴収基準額

(昭50.5.1現在)

階層区分	世帯の階層区分の定義		徴収金基準額		
			3才未満児	3才児	4才以上児
A	生活保護法による被保護世帯(含単給世帯)		0円	0円	0円
B	A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯		0	0	0
C	Aを得除き非階層及び前年度分のB階層の世帯	1 前年度分の市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯(所得割非課税世帯)	2,450 (1,220)	2,050 (1,020)	2,050 (1,020)
		2 前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が5,000円未満である世帯	3,450 (1,720)	3,000 (1,500)	3,000 (1,500)
		3 前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が5,000円以上である世帯	4,050 (2,020)	3,600 (1,800)	3,600 (1,800)
D	A前年度分の階層及びB階層の世帯を除き	1 前年度分の所得税課税額が3,000円未満である世帯	4,900 (2,450)	4,400 (2,200)	4,400 (2,200)
		2 前年度分の所得税課税額が3,000円以上3,000円未満である世帯	6,900	6,700	6,700
		3 前年度分の所得税課税額が3,000円以上6,000円未満である世帯	8,850	8,550	8,550
		4 前年度分の所得税課税額が6,000円以上9,000円未満である世帯	12,350	12,000 1,200 1,1920	10,610 9,850 9,680
		5 前年度分の所得税課税額が9,000円以上12,000円未満である世帯	17,650	12,850 1,200 1,1920	10,610 9,850 9,680
		6 前年度分の所得税課税額が12,000円以上15,000円未満である世帯	30,000 3,000 29,910	12,850 1,200 1,1920	10,610 9,850 9,680
		7 前年度分の所得税課税額が15,000円以上である世帯	30,840 3,000 29,910	12,850 1,200 1,1920	10,610 9,850 9,680

備考

- ① 徴収金基準額中()内の数値は、C階層及びD階層の1に属する世帯から2人以上の児童が入所している場合、その2人目以降の児童に適用される額
- ② D階層の4、5、6、7の徴収金基準額欄の数値の適用は、次に規定するところによる
- 上段 定員120人以下の保育所に措置された児童に係る徴収金の額
- 中段 定員121人以上150人以下の保育所に措置された児童に係る徴収金の額
- 下段 定員151人以上の保育所に措置された児童に係る徴収金の額
- ③ 本表の規定にかかわらず、C階層又はD階層の1に属する世帯で、固定資産税の額が4,000円以上であるものの階層は、下表の左欄に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる階層とする

徴収金基準額表の定義における階層及びその固定資産税額による区分	認定する階層
C階層の第1階層に属し、前年度分の固定資産税額が4,000円以上である世帯	C階層の2
C階層の第2階層に属し、前年度分の固定資産税額が6,000円以上である世帯	C階層の3
C階層の第3階層に属し、前年度分の固定資産税額が8,000円以上である世帯	D階層の1
D階層の第1階層に属し、前年度分の固定資産税額が10,000円以上である世帯	D階層の2

(4) 助 成

ア 助成金支出状況(昭和50年度予算)

熊本市保育所連盟助成金

年額 1,500,000円

私立保育所共済組合助成金

年額 236,000円

私立保育所補助金

年額 1,600,000円

私立保育所補助基準(49年度実績)

定 員	3才以上児	3才未満児	0才児
60以下	120円	240円	480円
61~90	100	220	440
91~120	90	210	420
121~150	80	200	400
151以上	70	200	400

保護者徴収金は、各保育園に徴収を委託し、私立保育園には98%以上の徴収に対し $\frac{2}{100}$ 相当額を交付する

イ 保育所建設費補助金

補助金の額は、社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費の国庫補助(負担)基準により算出した額から、当該法人が国、県又はその他の補助機関から交付を受けた補助金等の額を控除した額に、次表に定める補助率を乗じて得た額とする。

補 助 率			
新 築 等		増 改 築	
市長が措置権者である場合	そ の 他	市長が措置権者である場合	そ の 他
4分の1	—	4分の1	—

(5) 児童扶養手当

ア 児童扶養手当受給世帯数

区 分	離婚世帯	死別世帯	未婚母子世帯	疾病者世帯	遺棄世帯	その他の世帯	計
世 帯	807	178	199	99	202	6	1,491
金額(千円)	7,909	1,744	1,950	970	1,980	59	14,612

イ 特別児童扶養手当受給世帯数

区 分	重度精神薄弱児	重度身体障害児	計
世 帯	132	157	289
金額(千円)	1,492	1,774	3,266

(6) 施 設

(昭50.4.1現在)

ア 助産・母子寮

種 別	施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	認可年月	定 員
助 産	熊 本 産 院	熊 本 市	星子敏雄	本山町427	昭25.7	20(床)
母子寮	熊本市立母子寮	"	"	大江6-1-50	"26.8	18(世)
"	友愛会 "	社会福祉法人	佐藤義昭	壺川2-1-57	"23.10	20(世)

イ 乳児院

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	認可年月	定員
熊本乳児院	社会福祉法人	続 英喜	本荘2-3-8	昭22.1.2	30
慈愛園乳児ホーム	"	潮谷 総一郎	神水1-14-1	" 25. 4	15

ウ 養護施設

慈喜崎聖母愛児園	社会福祉法人	三浦 糸子	島崎町島崎837	昭23. 5	70
慈愛園子供ホーム	"	潮谷 総一郎	神水1-14-1	" 23. 5	90
菊 水 学 園	"	松本 孝治	大江町渡鹿1768	" 25.1.0	80
天 使 園	"	岩永 茂子	大江町渡鹿928	" 23.1.1	70
藤 崎 台 童 園	"	平野 松枝	古京町3-5	" 24. 3	70
童 山 学 苑	"	上村 義洲	龍田町上立田915	" 23.1.0	50

エ 精神薄弱児施設

愛 育 学 園	社会福祉法人	坂本 次人	清水町新地720	昭38.1.2	80
大 江 学 園	"	塘林 恭介	大江町渡鹿30	" 40. 6	90
仁愛ひかり園	"	宍戸 春雄	薄場町295-7	" 45.1.1	(通園)30

オ 教護院

白 川 学 園	熊 本 県	小澄 良二	清水町打越476	明42. 2	60
---------	-------	-------	----------	--------	----

カ 盲ろうあ児施設

熊本ライトハウス	社会福祉法人	山口 拓爾	新生町2丁目	昭28. 7	60
----------	--------	-------	--------	--------	----

キ 婦人保護施設

熊本県婦人寮	熊 本 県	村上 憲	南町9	昭33. 8	30
--------	-------	------	-----	--------	----

ク 保育所

(昭50.5.1現在)

公 立

施設名	定 員		職 員 数			所 在 地	施設名	定 員		職 員 数			所 在 地
	乳児 (再掲)	保母	保母	その他	計			乳児 (再掲)	保母	保母	その他	計	
本荘保育園	130		9	4	13	本荘1丁目	大江保育園	60		4	2	6	大江6丁目
寺原 "	70		5	2	7	東寺原町	春日 "	74		4	2	6	横手町
横手 "	100	3	8	3	11	横手町	清水 "	90		7	3	10	清水町松崎
白山 "	90		7	3	10	白山2丁目	中島 "	60		4	2	6	沖新町
京塚 "	110		5	3	8	健軍町	幸田 "	70		4	2	6	御幸笛田町
京町台 "	90	3	6	3	9	池田町	健軍 "	90	3	7	3	10	健軍町
城東 "	90		6	2	8	水道町	水前寺 "	90		7	2	9	水前寺公園
池上 "	60		4	2	6	池上町	乳児 "	60	15	15	4	19	水道町
小島 "	70		4	2	6	小島下町	計17カ所	1404	24	106	44	150	

私 立

施設名	定員				所在地	施設名	定員				所在地			
	乳児 (再掲)	保母	その他	計			乳児 (再掲)	保母	その他	計				
白羊保育園	90	7	3	10	島崎町島崎	くるみ保育園	90	7	4	11	大江町渡鹿			
黒髪幼愛園	200	8	16	4	20	黒髪2丁目	仁愛乳児園	90	21	16	3	19	春日4丁目	
愛光幼児園	60	6	3	9	9	新大江2丁目	木の実保育園	90	2	7	4	11	西原2丁目	
城高保育園	60	5	4	9	9	城山大塘町	杉の子	90	8	3	11	11	二本木4丁目	
みのり	60	4	3	7	7	本荘3丁目	天使の園	48	14	8	3	11	大江町渡鹿	
双葉	90	8	11	4	15	本荘2丁目	きよめ	60	7	10	4	14	出水町国府	
城南幼愛園	90	6	3	9	9	春日町	はけみや	60	1	6	3	9	清水町高平	
のぞみ保育園	90	6	3	9	9	若葉町	九品寺	90	8	3	11	11	九品寺5丁目	
友愛会	60	6	3	9	9	壺川2丁目	画図	60	2	6	2	8	画図町下江津	
聖母幼愛園	120	8	4	12	12	南町	二岡	120	2	8	3	11	戸島町	
ひかり幼児園	120	4	10	2	12	大江2丁目	広福	60	1	4	3	7	長嶺町	
ひばり保育園	120	9	3	12	12	健軍町	託麻小山	60	5	2	7	7	小山町	
旭	150	11	3	14	14	近見町	供合	90	6	2	8	8	上南部町	
かっぱ	90	7	3	10	10	保田窪本町	森下	120	11	3	14	14	南高江町	
マリア	85	6	3	9	9	東水前寺町	第二桜ヶ丘	90	2	10	4	14	14	世安町
報徳	90	6	3	9	9	池田町	本妙寺	90	1	7	3	10	10	花園町
小頃	90	6	3	9	9	新南部町	帯山	60	7	3	10	10	健軍町	
螢光	60	5	3	8	8	花園町	大光	60	3	3	6	6	画図町	
ひまわり	60	2	6	3	9	新大江1丁目	くすの実	120	9	3	12	12	楠4丁目	
秋津	90	6	3	9	9	秋津町沼山津	千草	60	1	7	2	9	9	春竹町春竹
若葉幼愛園	80	1	7	3	10	池上町	こずえ	60	1	6	2	8	8	八島町
かおる保育園	90	1	9	4	13	中島町	光輪	60	3	5	3	8	8	秋津町沼山津
有明	60	4	2	6	6	小島下町	つくし	30	2	5	2	7	7	花園町
藤崎台	60	4	3	7	7	古京町	エンゼル	90	1	7	4	11	11	健軍町
城北	120	2	10	3	13	清水町新地	城山	60	5	3	8	8	8	城山上代町
仁愛	210	6	18	3	21	薄場町	やまびこ	30	4	5	2	7	7	健軍町
ぎんなん	90	6	3	9	9	健軍町	こまどり	60	4	3	7	7	7	長嶺町
川尻	90	1	7	3	10	川尻町	計57カ所	4823	114	421	173	594		
つばみ	90	3	8	3	11	出水町国府	公私計74カ所	6227	138	527	217	744		
シオン	60	12	11	4	15	古城町								

(注) 公立、私立の定員中乳児(0才児)数は実数

ケ 季節保育所

年 度	保 育 期 間	設 置 数	収 容 人 員
47	春 期 6月 1日～ 6月 30日(30日間)	6	289
	秋 期 11月 1日～11月 30日(30 ")	6	285
48	春 期 5月 25日～ 6月 23日(30 ")	6	270
	秋 期 10月 25日～11月 24日(30 ")	6	300
49	春 期 5月 25日～ 6月 24日(30 ")	4	195
	秋 期 11月 1日～11月 30日(30 ")	4	227

4 身体障害者福祉

(1) 障害者の実態

(昭和49年度)

年齢・性別 障害者	18才未満			18才以上			計
	男	女	計	男	女	計	
視覚障害	10	10	20	684	660	1,344	1,364
聴覚又は平衡機能障害	43	40	83	562	521	1,083	1,166
言語・機能障害	2	3	5	41	16	57	62
肢体不自由	142	117	259	2,896	1,420	4,316	4,575
内部疾患	4	1	5	118	69	187	192
計	201	171	372	4,301	2,686	6,987	7,359

(2) 身体障害者更生援護状況

(昭和49年度)

区分 障害者	取扱実人員	運賃割引証交付			相談・指導及び措置					手帳交付	
		国鉄		自動車	補装具	職生活及び指導	更生医療	施設入所	その他	申請	決定
		単独用	介護用	単独及び介護用							
視覚障害	934	192	288	652	430	277	0	17	1,499	142	128
聴覚障害	1,000	285	212	757	1,169	400	0	3	2,569	132	120
言語・機能障害	21	6	0	20	7	12	0	0	43	4	3
肢体不自由	2,199	858	116	1,639	2,519	1,417	65	308	4,700	430	421
内部疾患	56	0	0	58	0	26	133	9	197	79	68
計	4,210	1,341	616	3,126	4,125	2,132	198	337	9,008	787	740

(3) 身体障害者家庭奉仕員制度

(昭50.4.1現在)

奉仕員	派遣対象世帯	委託費用	奉仕員報酬1人当月額
5	36	3,456 千円	55,000 円

(注) 昭和42年度より熊本市社会福祉協議会に委託実施

(4) 身体障害者相談 (昭和49年度)

相談員 12人
相談件数 720件
委託料 月額 500円(県費)

(5) 心身障害者扶養共済制度

目 的

心身障害者の保護者が死亡又は廃疾となった後、残された心身障害者に年金を支給し、障害者の生活の安定と保護者のいなく不安を軽減しようとするものである。

心身障害者の範囲

精神薄弱者にあつては、知能指数75以下、身体障害者にあつては、障害の程度が1級から3級までの者及び精神又は身体に永続的な障害を有する者で、前述の者と同程度と認められるもの。

加入者

心身障害者の保護者（心身障害者の配偶者、父母、兄弟姉妹、祖父母又はその他の親族で現に心身障害者を扶養しているもの。）であつて、原則として45才未満のものとする。

ただし、制度発足当初（昭和46年3月31日まで）に限り、65才未満とする。

保険料

年 齢 区 分	掛 金 月 額
35才未満の者	1,000 円
35才以上 45才未満の者	1,300
45才以上の者	1,500

給付金

加入者が死亡又は廃疾となったときは、心身障害者を扶養する者（年金管理者）に対し、毎月20,000円の年金を支給する。

加入後1年以上のもので、心身障害者が死亡したときは一時金として20,000円を支給する。

開始日 昭和45年4月1日

(6) 心身障害児手当

(昭50.4.1現在)

手当の種類	支 給 要 件	金額(年額)	人員 (見込)	予 算
重度心身障害児手当	障害等級1級2級・知能指数35以下の20才未満	6,000円	30	1,020千円
中度心身障害児手当	〃 3級4級 〃 50以下の 〃	3,000	94	

(注) 障害福祉年金、特別児童扶養手当の受給者、施設入所中のものは除く

(7) 手動式車椅子の方向指示器の設置（昭和49年7月開始）

身障者の交通事故防止等に役立せるため、手動式車椅子に方向指示器を設置。（11名1セット5,000円）

(8) 施 設

(昭和49年度)

種 別	施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	認可年月	定 員
肢体不自由者更生施設	熊本県身体障害者更生指導所	熊本県	吉田 実	大江町渡鹿843	昭28.9	入所 60 通所 10

民生

5 精神薄弱者福祉

(1) 精神薄弱者相談室（昭43.6.1開設）

業務の内容

- 精神薄弱者に対する個別の実態調査
- 精神薄弱者の実情把握に必要な基礎的な診断判別
- 精神薄弱者の保護者ならびに家族に対する啓蒙助言
- 精神薄弱者の援護措置に関する業務

職員の配置

精神薄弱者福祉司	1人
事務職員	2人
嘱託医	2人（嘱託料1人月額10,000円）

利用状況（昭和49年度）

障害別区分

障害	性別		計	
	男	女		
精神薄弱	軽度	234+(7)	114+(3)	348+(10)
	中度	169+(2)	173+(2)	342+(4)
	重度	240+(1)	219	459+(1)
	最重度	41	42	83
	境界線	45+(12)	17+(6)	62+(18)
重症心身障害	44	39	83	
性格行動問題	29	7	36	
精神身体障害	23	10	33	
その他	33+(78)	16+(48)	49+(126)	
計	858+(100)	637+(59)	1495+(159)	

年齢別区分

年齢	性別		計
	男	女	
0才～5才	187	110	297
6～12	251+(99)	143+(58)	394+(157)
13～15	58+(1)	30+(1)	88+(2)
16～20	118	115	233
21才以上	244	239	483
計	858+(100)	637+(59)	1495+(159)

（注）（ ）内は書類判定件数

措置指導状況

（昭和49年度）

性別	種別	措置					計
		在宅指導	教育措置	施設措置	職業職親委託	医療措置	
男		125	74	96	53	63	447+(100)
女		108	40	89	34	44	322+(59)
計		233	114	185	87	107	769+(159)

（注）（ ）内は書類判定件数

(2) 心身障害児（者）家庭奉仕員

（昭50.4.1現在）

奉仕員	派遣対象世帯	委託費用	奉仕員報酬1人当月額
4	22	5,305千円	71,300円

（注）昭和46年度より熊本市福祉協議会に委託実施

(3) 福祉訓練所

業務内容 精神薄弱者で、直ちに一般雇用関係に入ることが困難な条件を持つ者に対し、二の丸公園地域の美化作業を中心とした、個別あるいは、グループ指導、レクリエーション等の集団指導を行い、自立の援助を図る

職員の配置 2人 収容人員 20人

(4) 職親制度 (昭5 0.4.1 現在)

職親登録 13事業所
 職親委託数 8人
 委託料 1人月 4,000円

(5) 精神薄弱者相談

相談員 15人
 相談件数 1ヵ月 25件(平均)
 委託料 1人月 700円

(6) 更生施設入所状況

(昭5 0.4.1 現在)

施設名	所在地	定員	本市の措置人員
もみの木園	長嶺町南出口1332-1	60	24
苔山寮	本渡市本町下河内680	90	22
つつじ丘学園	球磨郡須恵村4180-1	50	5
蓮の実園	福岡県八女郡上陽町大字上横山4000	80	4
清香園	下益城郡松橋町竹崎	40	3
なぎさ寮	牛深市深海町浅海5787	60	9
信楽青年寮	滋賀県甲賀郡信楽町	50	1

(7) 授産施設入所状況

(昭5 0.4.1 現在)

施設名	所在地	定員	本市の措置人員
仁愛事業所	城山上代町2001	通所 30	28
仁愛和光学園	城山上代町1980	収容 40	8

6 老人福祉

(1) 老人数 (昭5 0.4.1 現在)

区分	人数
65才~70才	13,000
71才以上	22,000
計	35,000

(2) 措置状況

(昭5 0.4.1 現在)

区分	施設数	定員	性別	年齢				計
				61~70	71~80	81~90	91以上	
養護老人ホーム	15	837	男	29	44	44	2	119
			女	50	67	97	18	232
特別養護老人ホーム	12	1,102	男	15	22	19	4	60
			女	11	57	52	4	124
計	27	1,939	男	44	66	63	6	179
			女	61	124	149	22	356

(3) 老人健康診断実施状況

区分	年度	45	46	47	48	49
対象人員		20,304	19,824	32,000	35,000	34,463
受診人員		4,306	4,483	10,537	4,345	4,876
受診率(%)		21.2	22.6	32.9	13.6	14.1
経費(円)		1,671,880	2,437,511	9,812,908	4,016,987	5,415,388

(注) 市医師会と委託契約の上最寄りの医療機関にて診査を実施

(4) 老人家庭奉仕員制度

(昭50.4.1現在)

奉仕員	派遣対象世帯	委託費用	奉仕員報酬1人当月額
20	124	21,219千円	71,300円

(注) 昭和42年度より、熊本市社会福祉協議会に委託実施

(5) 老人クラブ助成状況

区分	年度	45	46	47	48	49
老人クラブ助成対象数		133	137	164	201	231
会員数		9,004	9,287	10,979	14,000	14,802
助成金支出額(円)		2,076,000	2,368,500	3,891,300	6,879,000	9,781,200

助成基準 30人以上が登録し、9ヵ月を超え、活動したクラブ(年度途中結成のクラブは6ヵ月以上)

助成金 月額3,600円

(6) 施設

ア 老人福祉センター

中央老人福祉センター

所在地 熊本市南千反畑町10番地1号
 経営主体 熊本市(管理運営は市社会福祉協議会委託)
 開設年月日 昭和50年9月
 構造 鉄筋2階建
 敷地面積 541 m²
 建物面積 延496 m²
 建設費 51,435千円
 開館日時 午前9時～午後5時(休館日は毎週月曜日及び祝日)
 使用料 浴室使用料 20円
 定員 200人
 主な設備 機能回復訓練室等

利用状況

東老人福祉センター

熊本市健軍町4798番地
 熊本市(管理運営は市社会福祉協議会に委託)
 昭和46年4月1日
 木造、瓦葺、平屋建
 330 m²
 延208.7 m²
 8,445千円
 午前9時～午後5時(休館日は毎週月曜日及び祝日)
 浴室使用料 20円
 100人
 集会娛樂室 1、図書室1
 娛樂室 1、浴室1

性別	年度	48	49
男		4660	5551
女		5157	6144
計		9817	11695
1日平均利用者		40	47
使用料収入(円)		196190	233280

西老人福祉センター

所在地 熊本市小島上町字南4番
 経営主体 熊本市(管理運営は市社会福祉協議会に委託)
 開設年月日 昭和49年7月10日
 構造 木造、平屋建
 敷地面積 3,400㎡
 建物面積 延252㎡
 建設費 25,875千円
 開館日時 午前9時～午後5時(休館日は毎週木曜日及び祝日)
 使用料 浴室使用料 20円
 定員 100人
 主な設備 集会室1、娯楽室1、談話室1
 図書室1、浴室男女各1
 事務室1、管理人室 2
 利用状況

性別	年度	49
男		3,681
女		4,365
計		8,046
1日平均利用者		33
使用料収入(円)		160,680

南老人福祉センター

熊本市八幡町城の後1368番地1
 熊本市(管理運営は市社会福祉協議会に委託)
 昭和49年6月27日
 木造、平家建
 410㎡
 延264㎡
 24,486千円
 午前9時～午後5時(休館日は毎週金曜日及び祝日)
 浴室使用料 20円
 100人
 集会室1、談話室1、娯楽室1
 図書室1、浴室男女各1
 事務室1、管理人室 2

性別	年度	49
男		3,390
女		4,019
計		7,409
1日平均利用者		30
使用料収入(円)		147,920

北老人福祉センター

所在地 熊本市清水町八景水谷901番地
 経営主体 熊本市(管理運営は市社会福祉協議会に委託)
 開設年月日 昭和48年10月22日
 構造 鉄筋、平家建
 敷地面積 2,961㎡
 建物面積 延296㎡
 建設費 24,300千円
 開館日時 午前9時～午後5時(休館日は毎週火曜日及び祝日)
 使用料 浴室使用料 20円
 定員 100人
 主な設備 集会室1、娯楽室1、談話室1
 図書室1、浴室男女各1
 事務室1、管理人室 2
 利用状況 →

性別	年度	48	49
男		2,700	5,387
女		3,200	6,386
計		5,900	11,773
1日平均利用者		40	48
使用料収入(円)		67,700	235,080

民生

イ 弘済寮

所在地 熊本市谷尾崎町1546番地

経営主体 熊本市

開設年月 昭和11年4月

種別 養護老人ホーム

構造 木造、瓦葺、平家建

敷地面積 10,222.014㎡

建物面積 延2,048.475㎡

定員 146人

主な設備 集会所 納骨慰霊塔、炊事室、医務室、静養室、浴室

措置状況

(昭50.4.1現在)

区 別	性 別		
	男	女	計
熊 本 市 (市費)	44	61	105
熊 本 県 (県費)	1	1	2
計	45	62	107

ウ 老人憩の家

区 分	所 在 地	経 営 主 体	開 設 年 月	構 造	敷 地 面 積	建 物 面 積	建 設 費	開 館 時	使 用 料	定 員
龍 寿 荘	龍田町上立田	熊本市 (地元運 営委員会 に委託)	48.10	木 造 平 屋	1,642	277.2	5,615	午前9時 午後5時	無 料	50
楠 (団地集会所 併設)	楠1丁目	"	48.10	"	-	132	0	"	"	50
新地 (団地集会所 併設)	清水町新地	"	48.10	"	-	132	0	"	"	50
城 山	城山半田町 423-2	"	49.4	"	264	132	3,652	"	"	50
北水前寺集会所	水前寺3-11-27	"	49.7	木 造 2階建	1,322	132	3,426	"	"	50
黒髪老人憩の家	黒髪6-26-26	"	49.10	プレハブ 平 家	100	33.88	3,000	"	"	30
城北 "	清水町麻生田 1729-1	"	49.10	"	324	58.32	4,500	"	"	30
清水 "	室園町 17-24	"	50.1	"	200	58.32	4,500	"	"	30
花園 "	花園5-17-42	"	50.2	"	100	38.88	3,000	"	"	30
田迎 "	田迎町出仲間 532	"	50.2	"	528	38.88	3,000	"	"	30
尾ノ上 "	健軍町 2052	"	50.2	"	149	38.88	3,000	"	"	30
秋津 "	秋津町沼山津 1387	"	50.3	木 造 平 屋	495	69.84	6,500	"	"	30
春日 "	春日5-8-21	"	50.6	プレハブ 平 屋	84.5	39.29	3,000	"	"	30

エ その他の施設

種 別	施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	認可年月	定 員
養 護 老人ホーム	慈愛園老人ホーム	社会福祉法人	杉村 春三	神水1-14-21	23. 11	70
ク	聖母老人ホーム	ク	マリーボアセリエ	島崎6- 1-27	21. 11	70
ク	リデル・ライト 記念老人ホーム	ク	秋山 禎範	黒髪5-23- 1	26. 5	70
特別養護 老人ホーム	パウラスホーム	ク	杉村 春三	神水1-14- 1	39. 7	87
養 護 老人ホーム	熊本めぐみの園	ク	坂本 克明	小山町178	47. 2	70
特別養護 老人ホーム	桜ヶ丘寿徳園	ク	藤院 了幸	小山町2493	49. 5	80

(7) 老人福祉手当

区 分	支 給 要 件	年 額	人員 (見込)	50年度予算
寝たきり老人手当	寝たきり状態3カ月以上65才以上70才未満	6,000円	30	180,000円
収容老人特別手当	老人ホームに入所している65才以上70才未満	6,000	30	180,000

(8) 敬老祝金 (昭和45年4月1日開始)

目 的 高齢者に対し、敬老祝金を支給し、敬老の意を表するとともに、その福祉の増進に寄与しようとするものである

受 給 資 格 88才以上であって、本市に引き続き1年以上居住している者

金 額 年額 5,000円

支 給 人 員 515人(昭和49年度)

(9) 老人居室整備資金融資 (昭和48年4月1日開始)

目 的 老人と同居する世帯に対し、老人の専用居室を増・改築するために必要な資金を貸し付けることにより、老人と家族との間の好ましい家族関係の維持・増進に寄与しようとするものである

貸付限度額 500,000円

貸付条件 利率 3%

償還 10年以内の元利均等月賦償還

貸付対象者 60才以上の老人と同居する者で1年以上市内に居住し、老人の専用室を増・改築しようとする者

昭和50年度
予 算 貸付金 25,000,000円 (50件分)

(10) 老人福祉電話相談 (昭和48年4月1日開始)

目的 1人暮らしの老人に福祉電話を貸与することにより、緊急時の連絡と安否の確認及び各種の相談を行い、在宅老人に対し各種のサービスを提供する

電話貸与台数 83台 (昭50.3末現在)

貸付対象者 65才以上の老人で市内に居住し、1人暮らしで近所に介護者のいない者

(11) 移動浴槽車 (昭和47年11月開始)

目的 浴槽を持たない単身で入浴困難な寝たきり老人及び重度の身体障害者等で、常時介護を要する者に対して、定期的に浴槽車を派遣して、無料で適切な入浴の奉仕を行うことにより福祉の増進を図る (熊本市社会福祉協議会へ委託)

車 両	移動浴槽車	1台
	搬送車	1台
従事者	運転手	2人
	奉仕員	2人
	看護婦	1人

派遣件数 1件につき月2回派遣 66件 (昭50.4.1現在)

(12) 電車・バス特別回数券交付事業 (昭和50年7月1日開始)

目的 老人及び心身障害者の福祉増進のため、電車・バス特別回数券を交付する。

対象者 70才以上の老人。ただし寝たきり及びそれに近い状態の人を除く

(心身障害者の場合は、障害等級1級～3級の人及び知能指数50以下の人。なお介護を要する場合は介護者を含む)

事業内容 70才以上の老人に敬老優待証及び特別回数券を交付する

電車(市)、バス(市、産交、電鉄、熊本バス)に乗車する際、敬老優待証(心身障害者の場合は手帳)を提示することにより、特別回数券を使用できる

なお、交付する特別回数券は、希望する1社のもので、1,320円相当(心身障害者の場合は660円相当)

(13) 一人暮らし老人訪問事業 (昭和50年7月1日開始)

目的 一人暮らし老人を訪問し、声をかけ、その安否を確認し、あわせて乳酸菌飲料等を配布することによって老人の福祉の増進を図る

対象者 市内に居住する満70才以上の一人暮らし老人で、日常安否の確認をする者がいない者

事業内容 市が委託する乳酸菌飲料等の販売業者の配達人が、一人暮らし老人を訪問し、安否の確認をし、あわせて乳酸菌飲料等を配布する。緊急事態が生じたときは、状況に応じて民生委員、福祉事務所、病院等へ連絡をする

7 医療費助成制度

(1) 老人医療 (昭和48年1月1日、国により実施)

対象者 70才以上であって、国民健康保険の被保険者または社会保険の被扶養者
 受給資格者 本人
 所得制限

扶養親族の数	本人の限度額	扶養義務者、配偶者の所得制限
0人	430,000円	4,790,000円
1人	520,000円	4,990,000円
1人増すごとに	140,000円を加算した額	

実施状況 件数 229,099件 (昭和49年度)
 経費 1,154,176千円

(2) 寝たきり老人医療費助成 (昭和48年4月1日、市により実施、ただし昭和48年10月から国により実施)

対象者 65才以上70才未満の者
 3カ月以上引き続き寝たきりの者(身体障害が1、2、3級以上程度の者)
 受給資格者 本市の住民基本台帳に記録されている者で、現に居住している期間が3カ月以上の者

所得制限

扶養親族の数	本人の限度額	扶養義務者、配偶者の所得制限
0人	380,000円	2,240,000円
1人	505,000円	2,440,000円
1人増すごとに	135,000円を加算	140,000円を加算

実施状況 件数 } 上記(1)に含む
 経費 }

(3) 重度心身障害児医療費助成 (昭和48年4月1日、市により実施)

対象者 18才未満の障害児(身体障害程度が1級、2級の者、知能指数35以上の精神薄弱児)
 受給資格者 本市の住民基本台帳に記録されている者で、現に居住している期間が3カ月以上の障害児の養育者

所得制限 なし

実施状況 件数 1,574件 (昭和49年度)
 経費 6,932千円

(4) 乳児医療費助成 (昭和48年4月1日から市により実施)

対象者 乳児
 受給資格者 本市の住民基本台帳に記録されている者で、現に居住している期間が3カ月以上の乳児の属する世帯の扶養義務者で生計を維持する者

所得制限 なし

実施状況 件数 71,166件 (昭和49年度)
 経費 93,000千円

8 失業対策事業

(1) 紹介対象者

ア 紹介対象者数

区分		年度	45	46	47	48	49
適格者数	男		611	593	450	443	425
	女		745	734	591	586	576
	計		1,356	1,327	1,041	1,029	1,001

イ 対象者の動向

区分 年度	年度当初 適格者数	年度末 適格者数	減少者内訳					計
			就職	自営業	移管	死亡	その他	
45	1,356	1,327	0	10	1	19	2	32
46	1,327	1,041	57	219	0	9	2	287
47	1,041	1,029	0	6	0	4	2	12
48	1,029	1,001	1	9	0	17	1	28
49	1,001	986	0	5	0	10	0	15

(注) 各年度における人員の年度当初と年度末との差引数と減少人員との差は、移管・転入者等による増員分である

ウ 就労者の年齢別人員

(昭50.4.1現在)

性別		年齢	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70以上	計	平均年齢
男	人員		1	16	28	48	53	87	96	86	415	61.8
	比率%		0.2	3.9	6.7	11.6	12.8	21.0	23.1	20.7	100	
女	人員		2	9	18	69	154	152	118	49	571	60.6
	比率%		0.3	1.6	3.1	12.1	2.7	26.6	20.7	8.6	100	
計	人員		3	25	46	117	207	239	214	135	986	61.1
	比率%		0.3	2.5	4.8	11.9	20.9	24.2	21.7	13.7	100	

エ 失対事業吸収者調

区分	年度	45	46	47	48	49
年間吸収者数		316,143	282,774	252,760	250,589	243,380
1日平均就労者数		1,197	1,071	957	949	922

(2) 賃金・見舞金

ア 賃 金

(昭50.4.1現在)

能率区分		1	2	3	摘 要	
作業区分	A	2,623 ^円	2,381 ^円	2,224 ^円	就業者数	864人
	B	2,058	2,018	1,982	在籍者	986人
	C	1,937	1,897	1,847	留保者	50人
該当人員	A	0 ^人	3 ^人	48 ^人		
	B	490	289	7		
	C	16	0	11		

イ 見舞金 (1人当り)

(単位 円)

区分		年度	45	46	47	48	49
夏 期	国		8,235	9,369	11,248	12,920	16,378
	県		3,400	3,850	4,300	5,300	7,600
	市		12,515	14,201	16,202	21,500	32,002
	計		24,150	27,420	31,750	39,720	55,980
年 末	国		2,0587	2,4463	2,7941	3,3440	4,1219
	県		6,800	7,400	8,150	12,000	16,000
	市		22,913	25,237	27,959	45,000	67,501
	計		50,300	57,100	64,050	90,440	124,720

(注) 46年度年末支給分より就労日数による段階制を設けた

(3) 厚 生

ア 就職等奨励金

失業対策事業就労者の一般常雇用への就労又は自営開業を促進し、就労者の生活安定に寄与することを目的として、昭和39年10月1日より実施している。

贈与金 1人市より60,000円、県より50,000円(国 $\frac{1}{3}$ 、県 $\frac{2}{3}$ 負担)、計110,000円

就職等奨励金支給状況

区分			年度	45	46	47	48	49
熊本市	就 職 者	男		0	33(32)	0	1	0
		女		0	24(24)	0	0	0
	自営開業者	男		6	108(104)	4	5	3
		女		4	111(110)	2	4	2
計				10	276(270)	6	10	5
熊本県	就 職 者	男		0	24(24)	0	0	0
		女		0	27(27)	0	0	0
	自営開業者	男		4	54(53)	0	3	3
		女		0	46(44)	3	3	1
計				4	151(148)	3	6	4
合 計				14	427(418)	9	16	9

(注) ()内は46年度雇用奨励制度特別措置者数
 国支給金額250,000円
 市支給金額150,000円
 合 計400,000円

イ 共 済 会

失業対策事業に就労する労働者で組織する各組合員の互助共済及び福祉増進を計ることを目的として、昭和38年10月1日厚生会が設立された。

補助金 1ヵ月1人当り 70円 昭38.4～昭42.9までは30円
昭42.9～昭46.3までは50円
昭47.4～現在 70円

厚生会補助金交付状況

組 合 名	45		46		47		48		49	
	人員	交付額	人員	交付額	人員	交付額	人員	交付額	人員	交付額
全日自労熊本分会共済会	177	104,700	143	90,300	141	139,380	146	122,220	143	119,700
全国自労熊本市部 "	314	186,000	252	160,950	249	246,870	240	202,860	236	191,520
熊本建設労組 "	395	240,300	329	209,250	343	338,220	337	288,540	341	288,540
熊本市失対労働者新興組合共済会	140	84,750	52	43,650	53	52,410	53	45,150	53	43,890
熊本失対民自労厚生会	20	12,300	0	2,700	—	—	—	—	—	—
熊本市失対観光 "	15	8,850	22	12,000	21	20,940	21	17,640	21	16,800
熊本特失労組 "	80	48,450	55	36,750	53	52,410	52	43,680	52	43,680
全国協和労働組合共済会	—	—	54	24,600	46	48,840	42	35,280	42	35,280
新熊本労組厚生会	25	14,550	25	14,700	23	19,530	22	18,900	22	19,110
熊本新生 "	62	37,200	39	26,700	39	38,610	36	30,870	36	30,240
熊本市失対事業技能者厚生会	18	10,800	15	9,450	15	12,600	15	12,600	13	11,550
計	1,246	747,900	986	631,050	986	970,080	964	817,740	959	800,310

9 国民健康保険（昭和34年7月1日事業開始）

(1) 世帯数及び被保険者数

区 分	45	46	47	48	49
総 世 帯 数	144,231	146,885	150,079	140,757	158,307
被 保 険 者 世 帯 数	48,610	51,102	52,825	53,824	53,938
加 入 率 (%)	33.70	34.79	35.20	38.23	34.1
総 人 口	444,356	447,200	452,558	470,547	468,134
被 保 険 者 数	144,831	149,959	152,317	152,360	151,875
加 入 率 (%)	32.59	33.45	33.66	32.37	32.4

(注) 総世帯数及び総人口は各年度3月31日現在

(2) 保険税賦課徴収状況

区分		年度	45	46	47	48	49
現年度分	調定額(円)		639510810	787151,100	869809,182	1,110,291,320	1,441,955,101
	収入済額(%)		618152,775	75,642,6350	84,236,9622	1,069,644,770	1,401,805,780
	収納率(%)		9666	9610	9685	9634	9721
過年度分	調定額(円)		36670,149	48,783,800	63,383,138	67,374,978	81,077,685
	収入済額(%)		8875,460	10,994,278	20,043,158	21,276,494	26,866,555
	収納率(%)		2420	2310	3375	3158	3314
計	調定額(円)		676180,959	835,934,900	933,192,320	1,177,666,298	1,523,032,786
	収入済額(%)		627,028,235	767,420,628	862,412,780	1,090,921,264	1,428,672,335
	収納率(%)		9273	9193	9281	9263	9380
賦課期日			4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日
徴収回数			12	12	12	12	12
税負担額	被保険者1人当り(円)		4405	5,301	5,703	7,231	9,466
	一世帯当り	最高(%)	50000	80000	80000	80000	120000
		最低(%)	1320	1320	1320	1320	3120
		平均(%)	13206	15,583	16,499	20,591	28,564
保険料率	所得割(%)		$\frac{325}{100}$	$\frac{325}{100}$	$\frac{325}{100}$	$\frac{345}{100}$	$\frac{364}{100}$
	資産割(%)		$\frac{18}{100}$	$\frac{18}{100}$	$\frac{18}{100}$	$\frac{18}{100}$	$\frac{18}{100}$
	均等割(円)		1236	1236	1236	1818	2400
	平等割(%)		2100	2100	2100	2800	3500
賦課割合	所得割(%)		5499	6333	6581	6350	6582
	資産割(%)		714	631	670	587	428
	均等割(%)		2405	1921	1735	1988	1971
	平等割(%)		13.82	11.15	10.14	10.75	10.19

(注) 昭和50年度より料制に移行

(3) 給付状況

区分		年度	45	46	47	48	49
給付台数	世帯主(割)		7	7	7	7	7
	家族(%)		7	7	7	7	7
療養費	件数		730,505	775,576	825,049	908,061	901,082
	費用(円)		294,002,4890	335,501,9704	436,463,1695	569,399,4621	7,761,566,503
助産費	件数		1,958	2,056	2,117	2,140	2,030
	費用(円)		1,922,7000 (10,000)	2,051,8000 (10,000)	2,117,0000 (10,000)	2,140,0000 (10,000)	3,946,0000 (20,000)
育児費	件数		1,097	1,280	1,082	1,134	1,041
	費用(円)		1,294,000 (200×6ヵ月)	1,502,400 (200×6ヵ月)	1,278,600 (200×6ヵ月)	1,321,400 (200×6ヵ月)	1,209,600 (200×6ヵ月)
葬祭費	件数		883	944	965	1,053	1,044
	費用(円)		1,766,000 (2,000)	1,888,000 (2,000)	1,930,000 (2,000)	2,106,000 (2,000)	2,088,000 (2,000)
給付費計	件数		734,443	779,856	829,213	912,388	905,197
	費用(円)		2,962,311,890	3,378,928,104	4,389,010,295	5,718,822,021	7,804,324,103
はきゆ	件数		48,450	54,388	59,287	56,128	58,887
	費用(円)		798,3590 (170)	924,5960 (170)	1,007,8790 (170)	1,016,3240 (48.4~12170 49.1~220)	1,589,8740 (270)

(注) ()内は1件当り給付額。なお昭和50年度より助産費4,000円、葬祭費5,000円に改定、育児費は廃止

民生

(4) 診療費・諸率

区 分 \ 年 度	45	46	47	48	49
受 診 率 (%)	499.59	518.88	537.89	587.58	585.96
1 件 当 り 日 数	4.2	4.3	4.3	4.4	4.3
1 件 当 り 費 用 額 (円)	4,039	4,339	5,304	6,292	8,663
1 人 当 り 費 用 額 (〃)	20,176	22,514	28,527	36,970	50,764
1 人 当 り 受 診 日 数	21	22	23	26	26
1 日 当 り 費 用 額 (〃)	957	1,016	1,238	1,425	1,985
1 世 帯 当 り 費 用 額 (〃)	60,485	66,181	82,526	105,280	142,461
出 生 率 (%)	1.35	1.38	1.39	1.39	1.33
死 亡 率 (〃)	0.61	0.64	0.63	0.69	0.69

(5) 納付組織

名 称 国民健康保険会

組 織 数 600

加入状況 100%

事 務 費 (保険会長の事務費)

○当該月に係る保険料を当該月の1日から翌月の4日までに完納したとき、保険料領収書(以下「領収書」という。)1枚につき40円

○当該月に係る保険料を翌月の5日から翌月の10日までに完納したとき、領収書1枚につき20円

10 国民年金(昭和34年8月22日事業開始)

(1) 拠出年金被保険者状況

区 分		年 度				
		45	46	47	48	49
被 保 険 者	強 制 加 入 者	60,023	71,717	64,752	64,718	71,657
	任 意 加 入 者	21,695	21,850	24,556	28,653	26,467
	計	81,718	93,567	89,308	93,371	98,124
保 免 除 者	法 定 免 除 者	2,939	3,018	2,950	2,834	2,890
	申 請 免 除 者	4,367	4,027	3,736	3,122	2,729
	計	7,306	7,045	6,686	5,956	5,619
免 除 率 (%)		8.9	7.5	7.4	6.3	5.7

(2) 拠出制年金受給者及び支給年金額

区 分	47		48		49	
	受給者	年 金 額	受給者	年 金 額	受給者	年 金 額
老 齡 年 金	1,009	52,557,538 ^円	1,475	191,764,838 ^円	2,410	239,227,761 ^円
通 算 老 齡 年 金	29	634,274	49	3,567,640	139	10,388,373
障 害 年 金	209	25,265,000	245	66,960,000	296	93,762,360
母 子 年 金	348	36,062,000	358	87,912,000	362	102,787,680
遺 児 年 金	29	2,379,000	25	4,803,200	25	5,076,648
寡 婦 年 金	26	5,186,14	42	2,142,134	57	3,600,424
計	1,650	117,416,426	2,194	357,149,812	3,289	454,843,246

(3) 検認実施状況

区分	年度	45	46	47	48	49
検認対象月数		788,108	758,597	781,411	821,059	910,337
検認実施月数		779,555	753,440	782,896	807,071	860,276
前納月数		2,281	2,143	14,855	2,139	810
検認率(%)		99.2	99.6	100.2	98.6	94.6

(4) 納付組合 (昭50.4.1現在)

納付組合設置数 525組合
 組合員数 98,124人
 組織率 99.8%
 手数料 取り扱い1カ月につき22円

(5) 福祉年金受給該当者状況

区分	年度	45		46		47		48		49	
老 齢		13,585	88.6%	14,782	89.2%	15,727	89.7%	19,706	91.4%	19,355	90.5%
障 害		1,578	10.3	1,661	10.1	1,724	9.8	1,785	8.3	2,008	9.4
母 子		171	1.1	125	0.7	85	0.5	58	0.3	32	0.1
準 母 子		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		15,334	100	16,568	100	17,536	100	21,549	100	21,395	100

(6) 福祉年金受給状況

区 分		47			48			49		
		全額支給	一部支給	計	全額支給	一部支給	計	全額支給	一部支給	計
老 件 数	件 数	14,457	112	14,569	18,516	151	18,667	18,199	159	18,358
	金額(千円)	455,397	1,069	456,466	983,888	4,342	988,230	1,597,922	7,592	1,605,514
障 件 数	件 数	1,669	5	1,674	1,731	4	1,735	1,966	4	1,970
	金額(千円)	100,140	45	100,185	155,730	66	155,796	260,388	132	260,520
母 件 数	件 数	76	3	79	52	1	53	26	2	28
	金額(千円)	3,912	13	3,925	4,109	4	4,113	3,101	83	3,184
子 件 数	件 数	16,202	120	16,322	20,299	156	20,449	20,191	165	20,356
	金額(千円)	559,449	1,127	560,576	1,143,727	4,412	1,148,139	1,861,411	7,807	1,869,218

11 戸 籍 ・ 住 民

(1) 各種人口登録数

(各年度3月31日現在)

区分	年度	48			49			
		本 庁	支 所	計	本 庁	支 所	計	
住 民 登 録	人 口	男	168,042	51,587	219,629	169,114	55,143	224,257
		女	183,272	56,364	239,636	184,162	59,663	243,825
		計	351,314	107,951	459,265	353,276	114,806	468,082
世 帯 数		122,996	30,877	153,873	124,707	33,258	157,965	
外 登 録 人 口	人 口	1,061	—	1,061	1,083	—	1,083	
	世 帯 数	456	—	456	480	—	480	
配 給	人 口	消 費	348,798	85,668	434,466	353,276	89,686	442,962
		生 産	5,525	20,335	25,860	4,901	19,607	24,508
		計	354,323	106,003	460,326	358,177	109,293	467,470
世 帯 数	消 費	123,223	26,251	149,474	124,707	27,434	152,141	
	生 産	1,105	3,750	4,855	1,026	3,861	4,887	
	計	124,328	30,001	154,329	125,733	31,295	157,028	

民生

(2) 各種事務受理件数

区分		48			49		
		本 庁	支 所	計	本 庁	支 所	計
戸	出 生	7,738	1,755	9,493	7,784	1,734	9,518
	死 亡	2,775	481	3,256	2,448	467	2,915
	婚 姻	3,605	781	4,386	3,528	752	4,280
	離 婚	537	79	616	565	108	673
	転 籍	1,314	365	1,679	1,254	355	1,609
	認 知	109	7	116	84	9	93
	養子縁組	192	36	228	229	46	275
	養子離縁	59	7	66	51	8	59
	入 籍	267	46	313	297	49	346
	分 籍	44	9	53	61	6	67
籍	そ の 他	571	145	716	528	147	675
	計	17,211	3,711	20,922	16,829	3,681	20,510
住民登録	転 入	19,919	4,510	24,429	15,174	4,490	19,664
	転 出	19,476	3,851	23,327	12,232	3,921	16,153
	転 居	21,301	6,743	28,044	16,123	6,499	22,622
	そ の 他	14,500	1,839	16,339	11,595	1,428	13,023
	計	75,196	16,943	92,139	55,124	16,338	71,462
印鑑登録	新 規	14,960	4,404	19,364	14,366	4,727	19,093
	改 印	8,632	2,698	11,330	8,040	2,238	10,278
	廃印その他	9,396	2,061	11,457	8,298	1,628	9,926
	計	32,988	9,163	42,151	30,704	8,593	39,297
外登 国 人録	新 規	100	—	100	142	—	142
	変更その他	1,026	—	1,026	1,597	—	1,597
	計	1,126	—	1,126	1,739	—	1,739

(3) 各種証明取扱枚数

区 分	本 庁			支 所			計			
	有 料	無 料	計	有 料	無 料	計	有 料	無 料	計	
48 年 度	戸 籍 関 係	130460	6586	137046	38149	2997	41146	168609	9583	178192
	住 民 票 関 係	157329	7483	164812	46298	1627	47925	203627	9110	212737
	印 鑑 証 明	280091	1115	281206	88241	574	88815	368332	1689	370021
	転 出 証 明 書	20256	150	20406	3890	6	3896	24146	156	24302
	そ の 他 証 明 関 係	17763	2454	20217	2817	316	3133	20580	2770	23350
	埋 火 葬 許 可 証	—	2,775	2,775	—	481	481	—	3,256	3,256
	計	105899	20563	626462	179395	6001	185396	785294	26564	811858
49 年 度	戸 籍 関 係	120091	6250	126341	36333	2838	39171	156424	9088	165512
	住 民 票 関 係	158011	5946	163957	49480	1093	50573	207491	7039	214530
	印 鑑 証 明	272968	793	273761	86320	730	87050	359288	1523	360811
	転 出 証 明 書	19304	178	19482	4012	4	4016	23316	182	23498
	そ の 他 証 明 関 係	18552	2115	20667	3521	165	3686	22073	2280	24353
	埋 火 葬 許 可 証	—	2,445	2,445	—	441	441	—	2,886	2,886
	計	588926	17,727	606653	179666	5,271	184937	768592	22,998	791,590

12 住民組織

(1) 町内自治会の結成状況

年	学校区	自治会(A)	組数	文書配布世帯数(B)	文書配布世帯数平均 $\frac{(B)}{(A)}$	結成率%
46	50	471	10,183	12,4369	264	100
47	50	480	10,780	130,555	271	100
48	50	483	11,399	135,673	280	100
49	51	490	11,440	139,653	287	100
50	51	503	11,859	140,000	278	100

(2) 委託事務内容

広報紙(市政だより等)、回覧文書、一般文書(印刷文書)の配布事務

(3) 文書配布委託料 一世帯年 240円

(4) 補助金

○町内自治振興補助金として、町内自治の振興を図り、健全な自治活動に資するための補助金であり、次の基準により交付する

町内自治補助金	金額
200世帯以下の町内	年 30,000円
201世帯以上400世帯以下の町内	35,000
401世帯以上の町内	40,000

○町内防犯燈補助金として、防犯燈を管理する町内自治会等の地域団体に対して、補助金を交付する
 防犯燈数 50年度 約10,300燈
 補助基準 1燈につき年額10,000円

13 住居表示整備事業実施状況

(昭50.4.1現在)

種別 区分	整備区域	面積	世帯数	人口	実施期日
1次	東子銅町、西子銅町、井川湖町、北千反畑町、南千反畑町、南坪井町、草葉町、上林町、城東町、上通町、水道町、手取本町、安政町、中央街、花畑町、下通1丁目、下通2丁目、新市街、桜町、辛島町、紺屋今町	128 Km ²	6,576 世帯	28,000 人	昭40.4.1
2次	妙体寺町、坪井1~3丁目、本丸、千葉城町、二の丸、宮内、古城町、古京町、新町1~4丁目	1.61	4,695	24,000	40.11.1
3次	新屋敷1~3丁目 大江1~6丁目	1.62	4,745	22,000	41.7.1
4次	新大江1~2丁目、大江2丁目(追加) 大江本町、白山1~3丁目、岡田町、菅原町、九品寺1~6丁目、本荘2~4丁目、南熊本1~3丁目	1.97	8,838	35,000	42.7.1
5次	本荘5~6丁目、南熊本4~5丁目、二本木1~5丁目、春日1~2丁目、田崎本町	1.21	6,810	27,000	43.11.1

種別 区分	整備区域	面積	世帯数	人口	実施期日
6次	迎町1～2丁目、弥生町、琴平1～2丁目 琴平本町、南熊本5丁目(追加)、内坪井 町、壺川1～2丁目、京町1～2丁目、京 町本丁、上熊本1～2丁目、段山本町、春 日3～5丁目	K㎡ 2.33	8,147	32,000	昭 44.8.1
7次	水前寺1～6丁目、水前寺公園、神水1丁 目、上京塚町、京塚本町、九品寺1丁目 (追加)、本荘1丁目	2.52	8,980	36,000	45.10.1
8次	坪井4～6丁目、薬園町、子飼本町、室園 町、黒髪1～8丁目、上水前寺1～2丁目	4.49 (町界町名変 更のみ165)	11,232	25,000	47.4.1
9次 (前期)	国府1～4丁目、国府本町、出水1～8丁 目、江津1～2丁目、八王寺町、萩原町	4.58 (町界町名変 更のみ222)	9,400	30,000	47.12.1
9次 (後期)	神水本町、湖東1～3丁目、新生1～2丁 目、水源1～2丁目、栄町、南町、広木町 若葉1～6丁目	2.78 (町界町名変 更のみ011)	8,900	29,000	48.8.1
10次	津浦町、出町、稗田町、池田1～4丁目、 池亀町、花園1～7丁目、上熊本3丁目 島崎1～7丁目、戸坂町	13.13 (町界町名変 更のみ499)	13,305	47,000	49.10.1
11次	健軍町の一部、神水町、保田窪本町、大江 町大江、大江町本、出水町国府の各一部 (追加)、清水町の一部	6.15	12,000	42,000	50.10.1 (予定)
12次	出水町国府、健軍町 保田窪本町の各一部	1.21	—	—	—

14 交通安全対策

(1) 交通安全対策事業

本市では、昭和42年4月市長公室秘書課に交通安全対策室を設置し、地方自治法で市の固有事務として規定されている「交通安全の保持」のため、一連の交通安全対策事業を実施してきた。

しかし、昭和45年6月に交通安全対策基本法が施行され、地方自治体の責務が明示されることにより、本市もこれに基づき交通安全対策会議条例を制定すると共に、この機会に現在の交通情勢に対応できる体制を整えるため、従来の交通安全対策室を課に昇格した。その後、交通安全対策事業は、交通安全対策会議で策定される熊本市交通安全計画を中心に、交通安全思想の普及徹底、道路環境の整備促進、被害者の救済を柱に一層強力に推進している。

ア 交通安全教育の普及徹底

安全教育

学校、町内会、各種団体において、講演会、映写会、座談会、実技指導を年間を通して実施している。

交通指導員制度

昭和44年10月1日に発足し、現在委嘱されている交通指導員数は240人で、1日、10日、20日の交通安全の日及び春秋の交通安全運動期間中、朝の通学通園時の街頭指導を行うと共に地域における中核的指導者として交通安全に関する諸活動の指導にあたる。

待 遇

- 無報酬で年間2,000円程度の記念品を贈る
- 装備品の貸与…夏冬服上下・旗・笛・胸章・腕章・手袋・市章ワッペン・雨衣・帯革・ヘルメット
- 公務災害の補償を適用する

交通安全運動の推進

春秋の全国交通安全運動にとどまらず、年間を通じて季節的事故防止運動を推進している。

- 交通安全対策車による呼びかけ、市政だより・パンフレットの配布、ポスター・懸垂幕・写真・標語の掲示等による広報活動
- 現地検討会、巡回パトロール、演劇会等交通安全に関する一連の催物
- 安全教育の集中的実施

母の会の結成

母親に一家の交通事故防止の主役的役割をはたしてもらうため、各地域ごとに交通安全母の会の結成をはかる

結 成 数

12グループ

主 な 活 動

- 母親が交通ルールやマナーを身につけるための交通安全学習会を開催
- 家族の交通安全について、母親がリーダーシップをとり、時にふれ注意を促す
- 地域の交通安全活動について率先し、参加協力する

イ 道路環境の整備促進

市民の交通安全施設設置要望の総合窓口となり、要望の早期実現のため、関係機関に積極的に働きかけ市民と関係機関のパイプ役を果たすと共に現在は、スクールゾーン内の交通安全施設の整備に特に力を入れ、関係機関と一体となって取り組んでいる。

ウ 救済活動

交通事故による被災者を救済するため、交通災害共済事業及び交通事故相談所を開設。

エ 交通遺児援助基金の設立

昭和48年度から交通遺児で、小学校、中学校に入学するものに就学援助金を支給するため総額827万円の基金を積立てている。

オ 市営花畑駐車場

所 在 地	熊本市花畑町4番18号
経 営 主 体	熊 本 市
開 設 年 月	昭和47年1月
総 工 費	77,000千円
規 模	鉄筋コンクリート構造、地下1階、地上1階
総 面 積	2,568㎡

収容台数 82台(地下 41台、地上 41台)

駐車料金

30分ごと	車種	普通自動車	軽自動車
普通料金		50円	40円
特別料金		25	20

(注) 普通料金…午前8時から午後11時までの間に入庫し、出庫するもの
 特別料金…午後5時以降に入庫し、翌日の午前5時から午前8時までの間に
 出庫するもの

営業概要

(昭和49年度)

区分	車種	普通自動車	軽自動車	合計
台数(台)		96,334	31,489	127,823
収入(円)		25,846,325	6,583,240	32,429,565
1台当り平均収入(円)		268	209	253

カ 救済事業の拡充強化

交通事故相談 昭和42年7月開設、相談事項に応じた解決法を教示していたが、47年4月新たに
 事故相談所を開設し、専門相談員2名による毎日の相談業務のほか毎週木曜日には
 弁護士を招き法律上の特別相談を行っている

交通事故相談件数

年	件数	内 訳		利 用 者		
		被 害 者	加 害 者	市 内	県 内	県 外
45	287	223	64	249	31	7
46	341	287	54	306	31	4
47	951	763	188	869	76	6
48	825	485	148	761	63	1
49	551	401	150	509	42	0

相談内容別件数

(昭和49年度)

相 談 内 容	賠償責任者	賠償額の算定	過失程度	示談の仕方	示談後の変更取消	債務不履行	自賠保険請求等	労災社会保険使用	訴訟調停の利用	身体障害の更生	生計の維持	福祉施設利用	各種援護措置利用	電話による応接	その他
相談件数	29	84	26	179	6	5	139	19	42	0	0	0	6	248	16

(2) 交通安全施設等設置状況

年度 工種	45		46		47		48		49	
	延長又は はカ所	事業費 千円	延長又は はカ所	事業費 千円	延長又は はカ所	事業費 千円	延長又は はカ所	事業費 千円	延長又は はカ所	事業費 千円
歩道	5,888m	49,290	6,651m	60,020	5,519.2m	57,960	11,994.5m	105,308	7,131.9m	82,703
横断歩道橋	1カ所	5,369							2カ所	7,148
道路照明							12基	1,600		
防護柵	462m	1,437	3,001m	8,677	3,970.5m	11,040	7,357.9m	12,450	3,903.8m	17,276
中央分離帯										
交差点改良	1カ所	679			1カ所	400	1カ所	2,194	1カ所	17,755
区画線	500m	145	11,980m	1,250	2,950m	640	18,897.9m	4,800	10,734.5m	3,224
バス停車帯							1カ所	2,781	1カ所	4,528
道路標識	126基	773	148基 (72本取 付変更)	814	208基	1,262				
道路反射鏡	48基	1,363	50基	1,474	87基	3,257	93基	3,690	71基	3,700
歩道舗装	2,300m	5,042								
視線誘道標			1カ所	770						
踏切構造改良					4カ所	4,089			4カ所	9,876
自転車道									5,965m	8,673
計	—	64,089	—	73,005	—	78,648	—	132,913	—	138,903.5

民生

(3) 交通災害共済事業

施行年月日 昭和43年4月1日

方式 市直営

共済期間 加入日の翌日から翌年3月31日まで(年度区分)

ア 会費

(昭45.4.1改正)

共済期間	中学生以下	一般
4月1日から翌年3月31日まで	365 円	500 円
7月1日から翌年3月31日まで	300	420
10月1日から翌年3月31日まで	240	340
1月1日から 3月31日まで	180	260

(注) 生活保護を受けている者の加入は会費免除(共済見舞金は市負担)

イ 共済見舞金

(昭49.4.1改正)

等級	傷 害 の 程 度	共 済 見 舞 金 基 準 額	
		入 院	通 院
1	死亡した場合	600,000円以内	600,000円以内
2	全治6ヵ月以上の傷害をうけた場合	120,000 "	80,000 "
3	全治5 "	100,000 "	70,000 "
4	全治4 "	70,000 "	50,000 "
5	全治3 "	50,000 "	30,000 "
6	全治2 "	35,000 "	20,000 "
7	全治1 "	20,000 "	10,000 "
8	全治1ヵ月未満の傷害をうけた場合 (ただし、1週間未満の入院の場合は、通院とみなす)	10,000 "	6,000 "

(注) 会員以外の者(市内居住)が交通事故により死亡したときは、弔慰見舞金5,000円(市負担)を支払う

ウ 加入状況

年度	区分	加 入 者	会 費 収 入
45		76,150	344,633.50円
46		70,852	33,099,125
47		62,180	29,101,055
48		64,980	30,402,010
49		70,975	33,201,600

エ 給付状況

等 級	加入年度及び入・通院区分		見 舞 金 額	件 数	支 給 金 額
1 等 級	47		50 万円	9	4500千円
	48		50	9	4500
	49	48	50	2	1,000
		49	60	7	4,200
2 "	47	入 院	10	10	1,000
		通 院	5	3	150
	48	入 院	10	10	1,000
		通 院	5	5	250
	49	入 院	12	8	820
		通 院	8	12	683
3 "	47	入 院	8	6	480
		通 院	4	12	480
	48	入 院	8	7	560
		通 院	4	11	440
	49	入 院	10	4	305
		通 院	7	9	390
4 "	47	入 院	6	13	780
		通 院	3	22	660
	48	入 院	6	12	720
		通 院	3	18	540
	49	入 院	7	7	430
		通 院	5	14	511

等級	加入年度及び入・通院区分		見舞金額	件数	支給金額
5 等級	47	入院	4 万円	24	960 千円
		通院	2	31	620
	48	入院	4	25	1,000
		通院	2	23	460
	49	入院	5	21	970
		通院	3	30	727
6 "	47	入院	2	66	1,320
		通院	1	68	680
	48	入院	2.5	39	890
		通院	1.5	59	780
	49	入院	3.5	68	2,218
		通院	2	48	846
7 "	47	入院	1	114	1,140
		通院	0.5	137	685
	48	入院	1.2	98	1,126
		通院	0.7	137	885
	49	入院	2.0	87	1,588
		通院	1.0	141	1,282
8 "	47	入院	0.5	118	590
		通院	0.3	271	813
	48	入院	0.5 (1)	122	1,095
		通院	0.3 (0.5)	244	1,126
	49	入院	1.0	90	900
		通院	0.6	242	1,416
甲慰見舞金	47		0.5	0	0
	48		0.5	1	5
	49		0.5	(1)	(5)
合計	47	入院		360	10,770
		通院		544	4,088
		計		904	14,858
	48	入院		322	10,979
		通院		498	4,701
		計		820	15,680
	49	入院		294	12,436
		通院		496	5,855
		計		790	18,291

(注) ○ 49年度会員より入院、通院ともに全等級支給基準アップ

○ 合計欄中、上移等級移行分入院5件158千円、通院28件413千円、計33件571千円を含む

(4) 交通事故

ア 市内交通事故の推移

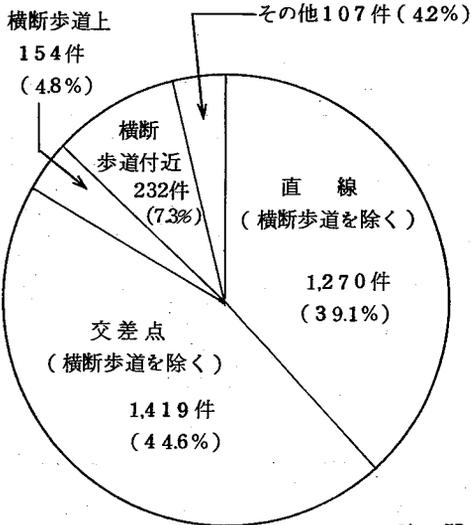
区分 年	人身事故		死者		負傷者	
	実数	指数	実数	指数	実数	指数
45	5,144	100	32	100	6,361	100
46	5,450	106	43	134	6,832	107
47	5,073	99	48	150	6,391	100
48	4,181	81	51	159	5,156	81
49	3,182	62	33	103	3,902	61

イ 市内交通事故分析

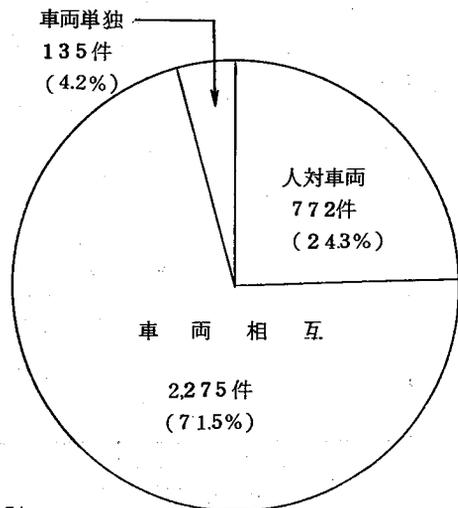
傷者年齢別並びに男・女別

年齢 区分	3未満	3 ~ 5	6 ~ 12	13 ~ 15	16 ~ 19	20 ~ 29	30 ~ 39	40 ~ 49	50 ~ 59	60 ~ 69	70以上	計
男	0	0	1	1	4	3	0	4	7	3	6	29
女	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	4
計	0	0	1	1	4	3	0	5	8	4	7	33
比率(%)	0	0	3.0	3.0	12.1	9.0	0	15.2	24.2	12.1	21.2	100

発生地点別



事故類型別



時間別

